

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (現 行 ど お り) 9 10 <u>反社会的勢力</u> <u>定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力をいう。</u> (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 <u>発行会社</u>が株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。) 第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 36 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 。 2 (現 行 ど お り) 3 <u>本協会</u>が第 9 条の指定を行う日までに、<u>発行会社</u>が当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。	(定 義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 (省 略) 9 (新 設) (グリーンシート銘柄等の指定条件) 第 6 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がグリーンシート銘柄等として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 株主名簿管理人(当該有価証券が投資証券である場合は投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。) 第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 36 条第 5 項第 8 号において同じ。) に事務を委託していること(当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。) 。 2 (省 略) 3 <u>本協会</u>が第 9 条の指定を行う日までに、当該有価証券の譲渡につき制限を行っていないこと。

新	旧
<u>4 発行会社が反社会的勢力でないこと及び発行会社が反社会的勢力との関係を有していないこと。</u> 2 (現行どおり) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (現行どおり) <u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3</u> (現行どおり) <u>4</u> (現行どおり) 6 (現行どおり) (審 査) 第 7 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行会社の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第5号及び第6号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第4号から第6号</u>を、それぞれ除く。 1 (現行どおり)	(新 設) 2 (省 略) 4 5 フェニックス銘柄として第9条の届出を行おうとする店頭取扱有価証券の発行会社については、以下の条件を満たしていなければならない。 1 (省 略) (新 設) <u>2</u> (省 略) <u>3</u> (省 略) 6 (省 略) (審 査) 第 7 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。) がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行者の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は<u>第4号及び第5号</u>を、投信・SPCに区分する場合は<u>第3号から第5号</u>を、それぞれ除く。 1 (省 略)

新	旧
<u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3</u> 、 (現行どおり) <u>7</u> 2 、 (現行どおり) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。) は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 <u>2 取扱会員になろうとする会員は、発行会社より反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出しなければならない。</u> <u>3</u> (現行どおり) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。) は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から <u>4 か月</u> を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな	(新 設) <u>2</u> 、 (省 略) <u>6</u> 2 、 (省 略) 4 (同意書等の徴求) 第 8 条 取扱会員となろうとする会員(取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。) は、次条の届出を行うに際しては、会社情報の適時適切な開示及び本協会が行う事情聴取等に積極的に協力する旨等を記載した発行会社の同意書を添えなければならない。 (新 設) <u>2</u> (省 略) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 エマージングとして区分したグリーンシート銘柄の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この条において同じ。) は、当該銘柄をエマージングとして区分して指定又は区分変更した日を含む事業年度の次の事業年度の末日から <u>3 か月</u> を経過する日までの間に、別表に定める基準により判定した結果を、所定の様式により、本協会に報告しな

新	旧
ればならない。 2 (現行どおり) 3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過すること、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から 4 か月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (現行どおり) 2 (現行どおり) 4 、 (現行どおり) 7 (会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第 15 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項から第 7 項において同じ。) は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 か月以内に本協会に提出しなければならない。 <u>ただし、やむを得ない理由により当該期間内に提出できないものとして、有価証券報告書については金商法第 24 条第 1</u>	ればならない。 2 (省 略) 3 第 1 項の判定の結果、別表に定める基準を満たした銘柄の取扱会員は、第 1 項で判定した事業年度の後 2 事業年度が経過すること、その直前事業年度の売上高、営業利益又は経常利益のいずれかにおいて、直前々事業年度比で増加していること(以下「売上高等の増加状況」という。)について確認するとともに、当該銘柄の事業の成長性の有無について審査(以下「審査等」という。)を行い、当該審査等を行う対象の事業年度の末日から 3 か月を経過する日までの間に、その結果を、所定の様式により、本協会に報告しなければならぬ。 ただし、当該審査等にあたり、グリーンシート銘柄の発行会社が決算期を変更した場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。 1 (省 略) 2 (省 略) 4 、 (省 略) 7 (会社内容説明書等の提出及び縦覧) 第 15 条 グリーンシート銘柄等の取扱会員 (取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下第 2 項及び第 3 項において同じ。) は、グリーンシート銘柄等の発行会社が決算期毎に作成する会社内容説明書又は有価証券報告書を、当該決算期終了後 3 か月以内に本協会に提出しなければならない。

新	旧
<u>項本文に規定する内閣総理大臣等の承認を受けた場合、会社内容説明書については本協会の承認を受けた場合には、内閣総理大臣等又は本協会の承認を受けた期間内にそれぞれ提出しなければならない。</u> <u>2 取扱会員は、前項に規定する本協会の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を本協会に提出しなければならない。</u> <u>1 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を受けようとする期間</u> <u>2 当該会社内容説明書に係る事業年度終了の日</u> <u>3 当該会社内容説明書の提出に関して当該承認を必要とする理由</u> <u>4 第4項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法</u> <u>3 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>1 定款又はこれに準ずるもの</u> <u>2 前項第3号に規定する理由を証する書面</u> <u>4 本協会は、第2項の承認の申請があった場合において、当該取扱会員がやむを得ない理由により会社内容説明書をその事業年度経過後3か月以内(当該事業年度に係る会社内容説明書の提出に関して第1項の本協会による承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内)に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する事業年度(その日が事業年度開始後3か月以内の日である場合には、その直前事業年度)から当該申請に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

新	旧
の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る会社内容説明書について、承認をするものとする。 <u>5</u> 前項の規定による承認に係る第2項第3号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、本協会は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。 <u>6</u> (現行どおり) <u>7</u> (現行どおり) <u>8</u> (現行どおり) <u>9</u> (現行どおり) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (現行どおり) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて	(新設) <u>2</u> (省略) <u>3</u> (省略) <u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略) (会社情報の本協会への報告) 第16条 グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。以下この項及び第3項から第5項までにおいて同じ。)は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」(以下「会社情報等報告細則」という。)に定める事象に該当する場合には、遅滞なく、本協会に報告しなければならない。なお、当該報告を当該発行会社が当該取扱会員に代わって行うことを妨げない。 2・3 (省略) 4 前項の規定にかかわらず、グリーンシート銘柄等の取扱会員又は発行会社は、本協会所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該報告に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本協会への提出をもって同項に規定するT D n e tによる報告資料の送信に代えることができる。この場合において、当該グリーンシート銘柄の発行会社が国内の金融商品取引所(T D n e tが設置されて

新	旧
いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行会社であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。	いる金融商品取引所に限る。以下この条において同じ。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本協会が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出するとともに、その写しを本協会に提出したときは、本協会に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。
5 (現行どおり)	5 (省 略)
8	8
(本協会による照会等及びこれに対する対応)	(本協会による照会等及びこれに対する対応)
第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第33条において「照会等」という。)を行うことができる。	第 17 条 本協会は、グリーンシート銘柄等の発行会社の会社情報に関して必要があると認める場合は、当該銘柄の取扱会員に対し、照会、事情聴取又は資料の徴求(以下この条及び第32条において「照会等」という。)を行うことができる。
2 (現行どおり)	2 (省 略)
3 (現行どおり)	3 (省 略)
4 (現行どおり)	4 (省 略)
(第三者割当増資等に係る本協会への書面の提出)	(新 設)
第 18 条の 2 <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。)</u>は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が第三者割当による会社法第 199 条第 1 項に規定する募集株式及び会社法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権の割当てを行う場合、発行会社より、割当てを受ける者(グリーンシート銘柄等の発行会社又は協会員を除く。)が反社会的勢力でない旨及び反社会的勢力との関係を有していない旨所定の様式により記載した書面にて確認し、その写しを本協会に提出	

新	旧
しなければならない。 (売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (現行どおり) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行会社</u>に係る金商法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等 3 (現行どおり) 2 (現行どおり) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 (現行どおり) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 (現行どおり)	(売買審査) 第 33 条 本協会は、次の各号に定めるグリーンシート銘柄等の売買について審査を行うものとする。 1 (省 略) 2 グリーンシート銘柄等の<u>発行者</u>に係る金商法第166条第 1 項に規定する業務等に関する重要事実及びグリーンシート銘柄等に係る金商法第167条第 3 項に規定する公開買付け等事実(以下「重要事実等」という。)が公表された銘柄の売買等 3 (省 略) 2 (省 略) 5 (取扱会員としての指定の取消し) 第 36 条 取扱会員等としての指定の取消しを希望する取扱会員等は、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、取扱会員が代表取扱会員を定めている場合ですべての取扱会員が同時に当該指定の取消しを希望するときは、それぞれの取扱会員に代わって当該代表取扱会員が届出を行うことができる。 2 (省 略) 4 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1 (省 略)

新	旧
4 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第6項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合</u> 6 （ 現 行 ど お り ） 12 13 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が反社会的勢力である事実、又は発行会社が反社会的勢力と関係を有しているものとして次に掲げる関係を有している事実が判明した場合</u> <u>イ 次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかが反社会的勢力である関係</u> <u>(1) グリーンシート銘柄等の発行会社の親会社等（親会社又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他関係会社をいう。以下この号において同じ。）</u> <u>(2) グリーンシート銘柄等の発行会社の子会社</u> <u>(3) グリーンシート銘柄等の発行会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。） 監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）</u> <u>ロ イのほか反社会的勢力がグリーンシート銘柄等の発行会社の経営に関与し</u>	4 5 会社内容説明書等の提出遅延 <u>グリーンシート銘柄等の発行会社が第15条第1項及び第2項に規定する期間の経過後1か月以内に会社内容説明書等（臨時報告書を除く。）を本協会に提出しなかった場合又は有価証券報告書若しくは半期報告書を金商法第24条第1項若しくは第24条の5第1項に規定する期間の経過後1か月以内に内閣総理大臣に提出しなかった場合</u> 6 （ 省 略 ） 12 （ 新 設 ）

新	旧
<u>ている関係</u> <u>14</u> そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当であると<u>判断した場合</u> <u>6</u> ゝ (現行どおり) <u>8</u> <u>(反社会的勢力の排除の仕組みに係る指導)</u> <u>第 43 条</u> <u>グリーンシート銘柄等の取扱会員</u> <u>(取扱会員が代表取扱会員を定めた場合は、当該代表取扱会員。) は、当該グリーンシート銘柄等の発行会社が定める反社会的勢力を排除する仕組みについて、当該発行会社に対し適切に指導しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。	<u>13</u> そ の 他 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本協会が当該銘柄のグリーンシート銘柄等としての指定を取り消すことが適当と<u>認めた場合</u> <u>6</u> ゝ (省 略) <u>8</u> (新 設)

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新		旧	
別 表 ・ (現行どおり)		別 表 ・ (省 略)	
報告事象欄	軽微基準欄	報告事象欄	軽微基準欄
1 (現行どおり)		1 (省 略)	
2 次に掲げる事実が発生した場合		2 次に掲げる事実が発生した場合	
・ (現行どおり)		・ (省 略)	
(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと及びこれらの開示を行った		(21) 規則に定めるところにより監査報告書を添付した会社内容説明書を、本協会に対して、規則に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと <u>及び</u> 当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を	

新		旧	
後提出したこ と並びに当該 期間の延長に 係る内閣総理 大臣等の承認 を受けたこと。 (22) ゝ（現行どおり） (26) 3 （現行どおり） 4 当該発行会社の 事業年度若しく は中間会計期間 又は連結会計年 度若しくは中間 連結会計期間に 係る決算の内容 が定まった場合。 なお、事業年度に 係る決算の内容 を開示するとき、 当該発行会社の コーポレート・ガ バナンスに関す る基本的な考え 方及びその施策 の実施状況（次の から__までに掲 げる事項をいう。） について、併せて 開示しなければならない。 ゝ（現行どおり） 当該発行会社		行った後提出 したこと。 (22) ゝ（省略） (26) 3 （省略） 4 当該発行会社の 事業年度若しくは 中間会計期間又は 連結会計年度若し くは中間連結会計 期間に係る決算の 内容が定まった場 合。なお、事業年 度に係る決算の内 容を開示すると き、当該発行会社 のコーポレート・ ガバナンスに関す る基本的な考え方 及びその施策の実 施状況（次の か ら__までに掲げる 事項をいう。）につ いて、併せて開示 しなければならない。 ゝ（省略） （新設）	

新		旧	
<u>の反社会的勢力 排除に向けた体 制整備に関する 内容</u> 5 ゝ（現行どおり） 11		5 ゝ（省略） 11	
付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行 する。			